

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し業務を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網形成計画の策定及び変更に係る協議、並びに、確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 網形成計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する業務
- (5) 網形成計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施及び利用促進等に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

(交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、市長及び次に掲げる者から市長が選任する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は利用者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長又はその指名する者
- (8) 高知県南国警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 学識経験者
- (11) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、交通会議の業務執行及び会計監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により交通会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合

において、委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告しなければならない。

- 4 前項の規定により代理の者を交通会議に出席させたときは、その代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。
- 5 交通会議の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 交通会議は、原則として公開する。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、資料を提出させ、又は交通会議に出席させ、助言等を求めることができる。
- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、南国市企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月23日から施行する。

### 3 南国市地域公共交通会議委員名簿

所属機関・職名	氏名	役職
国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官	廣田 敦	
国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官	澤村 佳典 (~H30. 3. 31) 上戸 康弘 (H30. 4. 1~)	
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 高知東部推進チーム 調査課長	石川 真義	
高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長	濱田 憲司	
高知県中央東土木事務所長	竹崎 幸博	
高知県南国警察署交通課長	島崎 高頼 (~H30. 3. 31) 藤田 義治 (H30. 4. 1~)	
南国市長	橋詰 壽人 (~H29. 6. 30) 平山 耕三 (H29. 8. 6~)	会長
南国市教育長	大野 吉彦	
南国市建設課長	西川 博由	監事
四国旅客鉄道(株)高知企画部長	田岡 弘久	
土佐くろしお鉄道(株)総務部長	沢近 昌彦	
とさでん交通(株)電車事業部電車企画課長	山本 孫久 (~H29. 8. 31) 恒石 圭二 (H29. 9. 1~)	
とさでん交通(株)自動車戦略部乗合課長	伊藤 栄	
(有) いだいハイヤー 代表取締役	森本 孝明	
(有) 下田ハイヤー 代表取締役	前野 幸江	
(有) 南国ハイヤー 代表取締役	山島 倫子	
(有) 日章ハイヤー 代表取締役	野村 和史	
(有) 吉本交通 代表取締役 専務取締役	吉本 亀 (~H29. 6. 23) 吉本 堅一 (H29. 6. 24~)	
香陽ハイヤー(有) 代表取締役	恒石 猛臣	
南国市地域活性化のための自治活動団体連合会会長	岡林 満男	副会長
南国市老人クラブ連合会会長	山本 俊暢	
高知大学地域協働学部 准教授	石筒 覚	
南国市商工会 副会長	徳橋 成久	監事

4 地域公共交通網形成計画策定に関する協議検討分科会委員名簿  
(南国市地域公共交通会議内)

所属機関・職名	氏名	役職
高知大学地域協働学部 准教授	石筒 覚	委員長
南国市商工会 副会長	徳橋 成久	
南国市地域活性化のための自治活動団体連合会会長	岡林 満男	
南国市老人クラブ連合会会長	山本 俊暢	
とさでん交通(株)自動車戦略部乗合課長	伊藤 栄	
(有)日章ハイヤー 代表取締役	野村 和史	